

三豊市発注者別評価項目

※評価対象者：三豊市内に本社又は営業所を有し、6業種（土木・建築・舗装・電気・管・解体）について申請する者

評価項目			評価点数	評価方法・提出書類等
基準 加点／ 要申請項目	品質確保・ 環境対策	① I S O 9001 認証取得	3 点	【提出書類】 J A B（財団法人日本適合性認定協会）又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行する登録証及び付属書の写し
		② I S O 14001 認証取得	3 点 (重複加算なし)	【提出書類】 エコアクション 21 の認証取得を証明する認証・登録証等の写し
		②エコアクション 21 認証登録		
	③災害協定締結者 (建設業協会等加入) 【提出書類不要】		5 点	本市と災害時における応急措置等の実施に関する協定を締結している者（三豊市建設業協会等を対象）
			3 点	三豊市内に本社を有し、土木一式工事を申請する者で、香川県建設業協会に加入している者 (加点は土木一式工事に限る)
	④消防団入団者		3 点	従業員のうち本市消防団入団者が 1 名以上ある者 【提出書類】 入団者の雇用が確認できる書類（健康保険被保険者証／標準報酬決定通知書／被保険者資格取得届／住民税特別徴収税額の通知書など）
	⑤緊急避難所「子ども SOS の家」プレート設置協力 (三豊市のものに限る)		1 点	【提出書類】 設置協力していることが確認できる書類（「子ども S O S の家」登録申込票）の写しまたは事業所にプレートを設置していることが確認できる写真 ※問合せ先：三豊市少年育成センター（73-3150）
	⑥障害者雇用		2 点	「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）」に基づく障害者雇用義務を達成し、同法 43 条第 5 項に規定する厚生労働大臣への報告をしている者または同法に基づく報告義務はないが身体障害者、知的障害者または精神障害者を雇用している者 【提出書類】 障害者雇用の報告書（市指定様式）
	⑦公平な採用選考		2 点	人権を尊重した差別のない公平な採用選考を会社独自のマニュアルに基づき遂行している者 【提出書類】 職務を遂行するために必要な基準・マニュアルの写し
	⑧市指定の研修・講演会等の参加	2 点/回 (最大 6 点)	本市が指定する人権・男女共同参画等の研修・講演会を受講した者 【提出書類】 ・本市が発行する受講証明書（写し不可） ・Web 講演会の受講証明書 (最高 3 回までの組合せで合計点は 6 点とする。なお、研修会等の組合せは問わない。) ※申請年の前過去 2 箇年（1 月 1 日～12 月末）に実施したものに限る	
	⑨労働安全 建設業労働災害防止協会への加入	1 点	【個人会員】 会員証明書の写しまたは協会に会費を納付したことが分かるもの（払込用紙の受領証等）の写し 【団体会員】 会員証明書の写しまたは協会に会費を納付したことが分かるもの（払込用紙の受領証等）の写し及びその団体に加入していることがわかるもの（加入証明書等）の写し	

基準 加点／要申請項目	⑩地域貢献 (クリーンアップ活動)	2 点/回 (最大 4 点)	道路や河川など公共施設の清掃、通学路の環境美化活動など、地域住民の生活環境の向上に寄与する活動を行っているもの（企業としての取組であること） 【提出書類】 活動状況が確認できる写真（実施日、実施場所、実施内容及び人数を記載すること） ※申請年の前過去 2 箇年（1 月 1 日～12 月末）に実施したものに限る。
	⑪三豊市企業人権・同和推進協議会会員【提出書類不要】	2 点	会員についての問合せ先／三豊市人権課（73-3008）
技術者 加点	⑫技術力 【提出書類不要】 ■建設工事入札参加資格審査申請要領に基づく	右の算式により算出した数値 A (舗装は A+A1) 【最大 30 点】 ↓ 【舗装 60 点】	《評価方法》 $A=J \times 2 + K$ 経営審査事項における技術職員数に基づく。 J：1 級技術職員数（10 を上限とする） K：2 級技術職員数（監理技術者補佐及び登録基幹技能者を含む） J+K の合計は 20 を上限とし、10 を超える J は K として算定する。 ※舗装工事の場合 A 及び申請年の前年 12 月 1 日現在における常勤雇用の舗装施工管理技術者数に基づき算出した数値 A1 との合計 $A1=U \times 2 + V$ U：1 級舗装施工管理技術者数（10 を上限とする） V：2 級舗装施工管理技術者数 U+V の合計は 20 を上限とし、10 を超える U は V として算定する。
工事成績 加点	⑬工事成績 【提出書類不要】	右の算式により算出した数値 B 【最大175点】	《評価方法》 $B=L/M \times 5$ 格付けをする年の前 4 年間における工事成績評点を基礎とする。（ただし、当該期間に工事成績評定点がない場合は 0 とする。） L：成績評定による 1 件ごとの工事成績評定点から、それぞれ 65 点を減じて得られた数値の合計 M：L の算定に係る工事成績評定点の件数 B：小数点以下切捨て
処分による 減点	⑭法令違反	マイナス 評価	申請年の前過去 2 箇年分 (1 月 1 日～12 月末) の下記処分
	三豊市建設工事指名停止等措置 規程に基づき三豊市長が行った 指名停止処分	－10 点/月	【提出書類不要】
	建設業法に基づく香川県内における 営業停止処分	－1 点/日	【提出書類】 許可行政庁からの処分通知の写し
	建設業法に基づき香川県知事が 行った指示処分	－5 点/回	【提出書類】 香川県知事からの処分通知の写し

※虚偽の申請があれば三豊市建設工事指名停止等措置要領に基づく処分の対象となります。